

新宿区情報公開・個人情報保護審議会の体制（案）について

個人情報保護制度やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議を行うため、下記のとおり体制を変更する。

	現行	法改正後
1	学識経験者 3人以内	<u>学識経験者 3人以内</u> 個人情報保護制度やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要なため、引き続き学識経験者を審議会構成員とする。
2	—	<u>【新規】情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者 2人以内</u> 審議会が、サイバーセキュリティ等に関する専門的知見から意見を述べる役割になるため、専門家として「情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者」を新たに審議会構成員とする。
3	区議会議員 5人以内	
4	区内各種団体の構成員 5人以内	—
5	区内に居住する者（公募区民） 2人以内	<u>区内に居住する者（公募区民） 2人以内</u> 区民からの意見を反映するため、「区内に居住する者（公募区民）」を引き続き審議会構成員とする。
	合計 15人以内	合計 <u>7人以内</u>